

企業主導型保育施設の保育料負担軽減事業(拡充)について

墨田区では、保護者の負担軽減のため、令和7年9月から指導監督基準を満たす企業主導型保育施設に在籍する児童の保育料の助成事業を拡充します。以下、申請方法等をご確認の上、お手続きをお願いします。

1 対象施設

次の全ての要件を満たす企業主導型保育施設が対象になります。

- ① 認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けていること。
 - ※ 上記は利用する施設に直接確認するか、以下でご確認ください。
都内の場合は右の東京都のQRコードからご確認ください。ただし、児童相談所設置区(文京区、港区、世田谷区、品川区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区、八王子市)については、各自治体にお問合せください。
- ② 施設が、4(1)イに記載する領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書を発行できること。



東京都
証明書
交付施設

2 対象者

次の全ての要件を満たす方が対象になります。

- ① 児童と保護者が墨田区に居住し、住民登録していること。
- ② 対象施設に在籍する児童であること。
- ③ 対象施設に保育料を全納していること。
- ④ 同じ月に認可保育施設、認証保育所、幼稚園等に在籍していないこと。
- ⑤ 墨田区の認可外保育施設等の利用者に対する別の保育料補助金を受けていないこと。

3 助成金額

【助成上限額表】

クラス年齢	要件	月額上限額
0～2歳児クラス	非課税世帯・第二子以降 (企業主導型保育施設の無償化適用あり)	38,000 円
	課税世帯 (企業主導型保育施設の無償化適用なし)	40,000 円
3～5歳児クラス	第二子以降	40,000 円

※ 助成金は、保護者が負担した保育料から特定費用(入園料、制服代、行事費、通園送迎費、日用品、文具代、食材料費、補食代、PTA会費、雑費及びこれらに類する費用をいう。)を除いた額が対象です。

※ 0～2歳児クラスの企業主導型保育施設の無償化適用の有無については、4(1)イの施設作成資料のチェック欄により確認させていただきます。

4 申請方法

(1) 助成金の請求

実際に対象施設を利用した場合、次の書類を墨田区子ども施設課に提出してください。

- ア 施設等利用費請求書(企業主導型保育施設用)
- イ 領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書(企業主導型保育施設用)
- ※ 上記イは、利用した施設で受領ください。

※ 様式は、墨田区公式ウェブサイトからダウンロードできます。

【ダウンロード場所】 墨田区役所トップページ → 子育て・教育 → 子育て応援サイト → 手当・助成・支援 → 幼児教育・保育の無償化について → 【企業主導型保育施設】保育料負担軽減事業のご案内



◎ 施設等利用費請求書の受付期限、振込予定時期について

利用月	請求書受付期限	振込日（予定）
令和7年7月から令和7年9月まで ※ 0～2歳児クラス課税世帯の第一子は9月のみ助成対象	令和7年10月17日（金）	令和7年11月下旬
令和7年10月から令和7年12月まで	令和8年1月20日（火）	令和8年2月下旬
令和8年1月から令和8年3月まで	令和8年4月10日（金）	令和8年5月下旬

※ 請求書受付期限に間に合わなかった場合や不備による訂正が間に合わなかった場合は、次の回で補助します。

(2) 提出先

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20

墨田区子ども施設課保育係給付担当（区役所4階） ※9月14日までは区役所5階

TEL : 03-5608-1583(直通)

※ 郵送又は持参でご提出ください。持参の場合は平日午前8時30分から午後5時まで

(3) 教育・保育給付認定について

助成金の対象となるためには、原則として教育・保育給付2号又は3号認定を受ける必要がありますが、企業主導型保育施設に在籍する場合、地域枠の方は入所に伴い認定を取得することとなり、従業員枠の方は入所に伴い施設で認定と同等の判断を行っているため、ここでは求めています。

仮に、地域枠利用の方で認定を取得していない場合は、直ちに手続きを行ってください。

○ 提出書類

① 教育・保育給付認定申請書

② 保育の必要性の証明書類

※ 様式は、墨田区公式ウェブサイトからダウンロードできます。



【ダウンロード場所】 墨田区役所トップページ → 子育て・教育 → 子育て応援サイト →

子どもを預ける → その他認可外保育施設 → 企業主導型保育事業